

一般社団法人スポーツクラブ東海 「SC東海ジュニアクラブ」実施要綱

1 趣 旨

少子化や学校における働き方改革に伴い、小中学校の部活動が廃止・縮小化傾向にあり、また中学校部活動の段階的な地域展開に向けた検討も進められている。

そうした中、SC東海各ジュニアクラブが主体となり実施している「SC東海ジュニアクラブ事業」について必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

東海市内小中学生を中心に、スポーツに触れる機会を提供するとともに、競技力を高め、健全な心身の育成を図るものである。

3 事業主体

長期にわたる指導及び事業運営が可能な本クラブ所属のジュニアクラブ

4 名 称

この事業の総称を、「SC東海ジュニアクラブ」とする。

5 活動頻度

年間を通して定期的な活動を実施する。

6 対象者

東海市内在住・在学の中学生以下を参加者対象の基本とする（地域展開ジュニアクラブは基本的に中学生対象）。なお、ジュニアクラブの運営方針に基づき、市外在住者の参加も認めるものとする。

なお、参加者全員は本クラブ会員として登録する。

7 指導者

本クラブスポーツ指導者認定講習会受講修了者又は本クラブが認めた者。

8 活動経費

必要な経費は、基本的に受益者負担とし、活動経費の一部は、本クラブからジュニアクラブ等に助成するものとする。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。